

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

令和 6 年の診療報酬改定に伴い、当事業所は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療を目指します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和 6 年 6 月 1 日より算定 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムによるオンライン資格確認）を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

医療法人弘医会

とりかい訪問看護ステーション

管理者 池田 智子